

東部知多衛生組合契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

東部知多衛生組合管理者 岡村 秀人

東部知多衛生組合規則第1号

東部知多衛生組合契約規則の一部を改正する規則

東部知多衛生組合契約規則（昭和49年東部知多衛生組合規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(履行遅延による違約金)</p> <p>第32条 契約担当者は、履行期限までにその債務を履行しない場合には、 第34条の規定により履行期限の延長を承認されたときを除き、遅延日数 に応じ未履行部分相当額 <u>(1,000円未満の端数金額及び1,000円未満の金 額は、切り捨てる。)</u>に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率 <u>(第40条第1項において「遅延利息の率」という。)</u>を乗じて計算した 金額を違約金として納めさせなければならない。</p>	<p>(履行遅延による違約金)</p> <p>第32条 契約担当者は、履行期限までにその債務を履行しない場合には、 第34条の規定により履行期限の延長を承認されたときを除き、遅延日数 に応じ未履行部分相当額に対し、<u>年14.6パーセントの割合により違約金 を納めさせなければならない。</u></p>
<p>(契約解除による精算)</p> <p>第40条 契約担当者は、<u>前払金</u>及び部分払金を受けた契約者が、第37条の 規定により契約を解除されたときは、<u>前払金</u>又は部分払金を受領した日 から<u>返還の日</u>までの日数に応じ、当該前払金又は部分払金（1,000円未満</p>	<p>(契約解除による精算)</p> <p>第40条 契約担当者は、<u>前金払金</u>及び部分払金を受けた契約者が、第37条 の規定により契約を解除されたときは、<u>前金払金</u>又は部分払金を受領し た日から<u>契約解除の日</u>まで年3.1パーセントの割合を乗じて計算した金</p>

改正後	改正前																								
<p>の端数金額及び1,000円未満の金額は、切り捨てる。)に遅延利息の率を乗じて計算した金額に相当する利息を付して契約担当者の指定する期日までにその受けた前払金又は部分払金を返還させなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>別表（第24条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>1 工事又は製造の請負</td> <td style="text-align: right;">200万円</td> </tr> <tr> <td>2 財産の買入れ</td> <td style="text-align: right;">150万円</td> </tr> <tr> <td>3 物件の借入れ</td> <td style="text-align: right;">80万円</td> </tr> <tr> <td>4 財産の売払い</td> <td style="text-align: right;">50万円</td> </tr> <tr> <td>5 物件の貸付け</td> <td style="text-align: right;">30万円</td> </tr> <tr> <td>6 前各号に掲げるもの以外のもの</td> <td style="text-align: right;">100万円</td> </tr> </table>	1 工事又は製造の請負	200万円	2 財産の買入れ	150万円	3 物件の借入れ	80万円	4 財産の売払い	50万円	5 物件の貸付け	30万円	6 前各号に掲げるもの以外のもの	100万円	<p>額に相当する利息を付して契約担当者の指定する期日までにその受けた前金払金又は部分払金を返還させなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>別表（第24条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>1 工事又は製造の請負</td> <td style="text-align: right;">130万円</td> </tr> <tr> <td>2 財産の買入れ</td> <td style="text-align: right;">80万円</td> </tr> <tr> <td>3 物件の借入れ</td> <td style="text-align: right;">40万円</td> </tr> <tr> <td>4 財産の売払い</td> <td style="text-align: right;">30万円</td> </tr> <tr> <td>5 物件の貸付け</td> <td style="text-align: right;">30万円</td> </tr> <tr> <td>6 前各号に掲げるもの以外のもの</td> <td style="text-align: right;">50万円</td> </tr> </table>	1 工事又は製造の請負	130万円	2 財産の買入れ	80万円	3 物件の借入れ	40万円	4 財産の売払い	30万円	5 物件の貸付け	30万円	6 前各号に掲げるもの以外のもの	50万円
1 工事又は製造の請負	200万円																								
2 財産の買入れ	150万円																								
3 物件の借入れ	80万円																								
4 財産の売払い	50万円																								
5 物件の貸付け	30万円																								
6 前各号に掲げるもの以外のもの	100万円																								
1 工事又は製造の請負	130万円																								
2 財産の買入れ	80万円																								
3 物件の借入れ	40万円																								
4 財産の売払い	30万円																								
5 物件の貸付け	30万円																								
6 前各号に掲げるもの以外のもの	50万円																								

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。